

長野県エイズ対策促進事業実施要領

(趣 旨)

第1 この要領は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)及び「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成30年1月18日厚生労働省告示第9号)(以下「予防指針」という)及び「エイズ対策促進事業について」(平成22年4月1日健発0401第15号)に基づき、県が実施するエイズ対策について必要な事項を定めるものとする。

(推進体制の整備)

第2 長野県感染症対策協議会においてエイズ対策を協議する。また、必要に応じ、エイズ治療拠点病院等連絡会からエイズ対策に関する意見を聴取する等、同連絡会との連携を図る。

(エイズ対策推進に係る人材の養成)

第3 エイズ対策を推進するために必要な人材の養成を図るため、相談窓口職員及びカウンセラーの養成を行うとともに、医療機関におけるカウンセラーの養成を奨励し支援する。

(普及啓発活動の推進)

第4 エイズに関する正しい知識の普及啓発を次に掲げる事項により実施し、県民一人ひとりが自らの健康問題として考え、感染する危険のある行動が、より危険の少ないものに変化すること(以下「行動変容」という)を促進することで、感染拡大の防止を図るとともに、正しい理解による偏見や差別のない社会の実現を目指す。

- (1) 国及び関係機関が提唱する、「世界エイズデー」、「H I V検査普及啓発週間」等に合わせた重点啓発
- (2) 県の広報、県が実施する健康教育等あらゆる機会をとらえた普及啓発
- (3) 教育委員会等関係機関と連携した健康教育・普及啓発
- (4) 市町村、医師会及び医療関係者、ボランティアやN G O等エイズ予防及び患者・感染者の支援に協力する団体と連携した普及啓発
- (5) 各種機関・団体及び個人が行う健康教育・普及啓発に対する支援

2 普及啓発にあたっては、広く一般県民に向けて実施するほかに、普及啓発が行き届いていない対象者の把握や県内発生動向から、本県の現状を踏まえ個別に啓発をすることが望まれる層を設定し、対象者の実状に応じた効果的な取組みに努める。

(相談・検査事業の実施)

第5 患者・感染者及びその家族や感染不安を持つ者が安心してエイズに関する相談等ができるよう、相談窓口を設置し個別相談を実施する。

2 感染者の早期発見及び早期治療開始につなげるため、相談・検査を広く実施する。また、他の性感染症との同時検査や検査の外部委託等、検査の利用機会の拡大に努める。

なお、検査結果に関わらず、受検者の行動変容の機会とすることに努め、感染拡大の防止を図る。

- 3 相談・検査の実施に当たっては、相談・検査を受けやすくするため、特段の配慮に努めることとし、必要な事項は別に定める。

(医療体制の整備)

第6 この医療機関でもその診療機能に応じた良質かつ適切な医療が受けられるよう、次の体制について、医師会、歯科医師会等関係団体と協力して整備に努める。

- (1) 地域のエイズ診療において、総合的・専門的医療及び最新の知見を提供する拠点として、エイズ治療拠点病院を選定し、地域医療との連携を支援する。
- (2) 県内のエイズ診療において、エイズ治療拠点病院のさらなる質の向上及び連携の核として、中核拠点病院を選定し、ブロック拠点病院及び県内拠点病院との連携を支援する。また、中核拠点病院が推進する研修事業等について、積極的に支援する。
- (3) 患者・感染者の療養が長期にわたることから、拠点病院を中心とした、一般医療機関の保健医療サービス（歯科診療を含む）及び介護・福祉サービスとの連携の推進について支援する。

(人権の尊重)

第7 エイズ患者・H I V感染者等に対する偏見や差別の解消に関する普及啓発に努めるとともに、人権擁護の観点から個人情報の保護について、関係機関への周知徹底を図る。

(その他)

第8 個人情報の保護に十分配慮しながら国が実施するエイズ発生動向調査事業等に協力し、H I V感染に関する情報の収集・分析を行い、長野県の現状の把握に努める。

- 2 前項により得られた情報は、長野県ホームページ及び研修等の機会を通じて広く周知する。
- 3 感染経路等からH I V感染と性感染症の予防対策の関係が深いことから、「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成30年1月18日厚生労働省告示第10号）に基づき実施される事業との連携を図る。
- 4 「エイズ対策促進事業について」（平成22年4月1日健発0401第15号）に基づき実施する。

附 則

(平成15年3月3日14保予第899号)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(平成24年5月1日24健長第136号)

この要領は、平成24年5月1日から施行し、平成24年1月19日から適用する。

附 則

(平成 30 年 3 月 13 日 29 保疾第 1147 号)

この要領は、平成 30 年 3 月 13 日から施行し、平成 30 年 1 月 18 日から適用する。